

【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージⅢ、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

＊2021年4月以降も連邦議会による全国規模の流行状況の決定を継続し、第3次税制支援や社会保護パッケージⅢを実施し、コロナ禍における様々な特別な措置を継続し、策定する。

1 全国規模の流行状況に関する規定の効力を継続させる法律

連邦議会が「全国規模の流行状況 (Epidemische Lage von nationaler Tragweite)」を決定することにより、連邦政府は連邦全域に対してパンデミック対策を実施することが可能となる¹。連邦議会は2020年3月25日に全国規模の流行状況を決定し²、同年11月18日にその継続を決定した³。この決定に基づき、連邦政府及び連邦保健省は、2021年3月31日を期限とする法規命令等により特別措置を採ってきたが、パンデミックが続き、期限延長が必要となった。このため、連立与党会派 (CDU・CSU 及び SPD) が法案を提出し、「全国規模の流行状況に関連する規制の効力を継続する法律」⁴が、2021年3月30日に公布された (翌31日から一部を除き施行)。

同法は、全16か条の条項法⁵で、感染症予防法、社会法典第5編 (医療保険)、同第11編 (介護保険)、介護時間法、住民保護法、第3次住民保護法、病院未来法、COVID-19 治療施設保護規則⁶等を改正し、基本権の制限を規定し、施行及び廃止⁷を規定する。

主な内容は、次のとおりである。①**全国規模の流行状況の決定の3か月期限**：全国規模の流行状況の決定の要件は変わらないが、新たに、当該決定は3か月の時限措置であり、継続する場合には決定後3か月以内にその継続を決定しなければならない旨が規定された。②**外部による科学的な評価委託義務**⁸：連邦保健省は、全国規模の流行状況に関連する各種措置の有効性について、科学的な外部評価を委託しなければならない。評価結果は2021年12月31日までに連邦政府に提出され、連邦政府は2022年3月31日までに、評価結果をこれに対する連邦政府

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ 全国規模の流行状況は、①WHO が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言し、かつ、脅威的な感染症がドイツに侵入するおそれがある場合、又は②複数の州に脅威的な感染症の急激な感染拡大のおそれがある若しくは生じている場合に連邦議会が決定し、その期間中に限り、連邦保健省又は連邦政府は、定められた基準に基づき法規命令等を発出し、措置を行う権限を有する (感染症予防法第5条)。泉眞樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—病院未来法、連邦選挙法等改正、第3次住民保護法、農業市場法規第3次改正法—」『外国の立法』No.286-1, 2021.1, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613481_po_02860102.pdf?contentNo=1>

² Deutsche Bundestag, *Plenarprotokoll* 19/154, S. 19169 C. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btp/19/19154.pdf>>

³ 記名投票。Deutsche Bundestag, *Plenarprotokoll* 19/191, S. 24109 C. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btp/19/19191.pdf>>

⁴ Gesetz zur Fortgeltung der die epidemische Lage von nationaler Tragweite betreffenden Regelungen vom 29. März 2021 (BGBl. I S. 370)。同法は、連邦議会にて連立与党賛成、全野党反対により可決された。

⁵ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁶ 歯科医師、治療用製品提供者及び助産施設又は類似施設に対する COVID-19 関連の金銭的負担の補償に関する規則 (COVID-19 治療施設保護規則) Verordnung zum Ausgleich COVID-19 bedingter finanzieller Belastungen der Zahnärztinnen und Zahnärzte, der Heilmittelerbringer und der Einrichtungen des Muttergenesungswerks oder gleichartigen Einrichtungen (COVID-19-Versorgungsstrukturen-Schutzverordnung) vom 30. April 2020 (BAnz AT 04.05.2020 V1)

⁷ 集中治療用医薬品備蓄を増やす規則 (ITS 医薬品備蓄規則) (Verordnung zur Erhöhung der Bevorratung mit Arzneimitteln zur intensivmedizinischen Versorgung (ITS-Arzneimittelbevorratungsverordnung) vom 7. Juli 2020 (BAnz AT 08.07.2020 V1)) の2021年7月1日廃止。

⁸ 感染症予防法第5条第9項の新設。

の意見とともに連邦議会に送付する。③**パンデミック関連規則の期限延長**：2021年3月31日以降も、検査規則⁹、ワクチン接種規則¹⁰、入国規則¹¹等の効力が継続する根拠が置かれた。④**予防接種の優先順位に関する法的枠組強化**：優先的接種の条件（重篤な又は致命的な疾病の進行のリスクが特に高い人等）を規定する¹²。⑤**保険指定医療機関の診療数減への対応**：診療数が減少した保険指定医療機関に対し、医療サービス提供義務の継続のための補償金を支払う¹³。⑥**介護制度のパンデミック関連の特別措置の期限延長**：社会法典第11編（介護保険）における要介護者や家族介護者、認定介護施設、日常生活支援等の特別措置が、2021年6月30日まで更に3か月間延長される。介護保険関連の特例措置による追加支出が長期化する中、保険財政維持のため、介護保険の調整基金が連邦予算から資金援助を受けられるよう規定する法規命令が発出される¹⁴。⑦**基本権の制限**：身体の不可侵（基本法第2条第2項第1文）、人身の自由（基本法第2条第2項第2文）、集会の自由（基本法第8条）、移動の自由（基本法第11条第1項）、住居の不可侵（基本法第13条第1項）の制限が、法案修正によって明記された。

2 第3次コロナ税制支援法

「コロナ危機に対処するための税制上の支援措置を実施する第3次法律（第3次コロナ税制支援法）」¹⁵が2021年3月17日に公布された（翌18日から一部を除き施行）。同法は、購買力強化、経済回復促進、雇用確保及び家族支援を目的とし、全6か条の条項法で、所得税法改正（第1条、第2条）、売上税法改正（第3条）、連邦児童手当法改正（第4条）、児童ボーナス非算入法改正（第5条）、施行規定（第6条）から成る。

主な内容は、次のとおりである。①**児童ボーナス（Kinderbonus）**：2021年に児童手当の対象となる子供1人につき150ユーロ¹⁶の一時金が親に支給される。2020年の児童ボーナス¹⁷と同様、社会給付関連では収入として算定せず、他の現金給付が削減されることはない。中低所得の家庭に向けた支援策で、約1800万人の子供が対象となる。②**外食産業等の売上税の税率引下げ**：レストラン等で通常19%が適用される売上税を食料品と同じ軽減税率7%に引き下げる措置¹⁸を、2022年12月31日まで継続する。③**企業向け税制支援**：流動性確保のため、企業がコロナ関連の損失を前年の利益と相殺できる2020年と2021年の欠損金繰戻し制度¹⁹を再度拡充し、限度額を1000万ユーロ（合算課税の場合は2000万ユーロ）に引き上げる。

⁹ 現行のコロナウイルス検査規則は、Coronavirus-Testverordnung vom 8. März 2021 (BAnz AT 09.03.2021 V1)

¹⁰ 現行のコロナウイルス接種規則は、Coronavirus-Impfverordnung vom 31. März 2021 (BAnz AT 01.04.2021 V1)

¹¹ コロナ入国規則（Coronavirus-Einreiseverordnung vom 13. Januar 2021 (BAnz AT 13.01.2021 V1)）は、全国規模の流行状況の決定の廃止により同規則が廃止される旨、規定された（同規則第10条第1項）。

¹² 感染症予防法第20条第2a項の新設。同項第2文で、ワクチン入手に制限がある場合の優先順位設定を規定する。

¹³ 社会法典第5編第87b条第2a項の新設。パンデミックや自然災害等の重大な出来事により、医業の継続が危ぶまれるほど件数が減少した場合に、保険医協会は州の疾病金庫連合等と協議して、補償金支払を定めるものとする。

¹⁴ 社会法典第11編第153条「連邦によるパンデミック関連費用の補償、命令授權」の新設。

¹⁵ Drittes Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Drittes Corona-Steuerhilfegesetz) vom 10.03.2021 (BGBl. I S. 330)

¹⁶ 1ユーロは約127円（令和3年4月分報告省令レート）。

¹⁷ 第2次コロナ税制支援法（Zweites Corona-Steuerhilfegesetz vom 29. Juni 2020 (BGBl. I 2020 S. 1512)）により、300ユーロの一時金が支給された。泉眞樹子「【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, p.13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520846_po_02840204.pdf?contentNo=1>

¹⁸ コロナ税制支援法（Corona-Steuerhilfegesetz vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1385)）により、2021年6月30日までの適用が規定されていた。泉 同上, pp.12-13.

¹⁹ 第2次コロナ税制支援法により、上限を500万ユーロ（合算課税の場合は1000万ユーロ）とした。泉 同上, p.13.

3 社会保護パッケージⅢ

「基礎保障制度の成人受給権者に対する一時金支払を規定し、社会的な保障へのアクセス簡易化を延長し、及び COVID-19 パンデミックに起因する社会サービス事業者投入法を改正する法律（社会保護パッケージⅢ）」²⁰が、2021 年 3 月 17 日に公布された（同年 4 月 1 日施行）。同法は、社会法典第 2 編、同第 12 編、連邦援護法、連邦児童手当法、庇護申請者給付法、社会サービス事業者投入法²¹及び芸術家社会保険法²²の改正、施行規定から成る（全 8 か条）。

主な内容は、次のとおりである。①**求職者基礎保障へのアクセス簡易化の延長**：社会保護パッケージ²³で導入された規定²⁴（資力審査の一時停止、実際の家賃支払額の認定）について、2021 年 3 月 31 日の期限を同年 12 月 31 日まで延長する。児童付加給付²⁵の資力審査簡略化も、同日まで延長される。②**昼食給食の提供の継続**：社会保護パッケージⅡ²⁶で導入された学校、保育所及び障害者作業所の給食に関する特例規定²⁷（2021 年 3 月 31 日期限）を延長し、全国規模の流行状況が決定されている期間まで（最長で 2021 年 12 月 31 日まで）と規定する。③**社会的最低保障制度受給者への一時金支給**：求職者基礎保障（失業手当Ⅱ）等の各種社会手当²⁸の成人受給者に対し、2021 年 6 月 30 日までに 150 ユーロの一時金を支給する²⁹。これは、検査、防護マスク、消毒剤などのコロナ関連の費用負担への援助を目的とする。④**社会サービス事業者投入法に規定する特別保証委任³⁰の延長**：コロナ禍で運営が制限される障害者作業所、リハビリ施設、雇用促進施設等の社会的インフラを維持するための特別保証委任が、連邦議会による全国規模の流行状況の決定が廃止されるまで延長される。連邦議会が全国規模の流行状況の決定を廃止した場合でも、一部の州で流行状況が続き、当該州の議会がその旨の決定を行う限りにおいて、連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令を発出して、当該州に対して特別保証委任を延長する権限を有する³¹。なお、全国規模の流行状況の決定も、州による決定も、最長

²⁰ Gesetz zur Regelung einer Einmalzahlung der Grundsicherungssysteme an erwachsene Leistungsberechtigte und zur Verlängerung des erleichterten Zugangs zu sozialer Sicherung und zur Änderung des Sozialdienstleister-Einsatzgesetzes aus Anlass der COVID-19-Pandemie (Sozialschutz-Paket III) vom 10. März 2021 (BGBl. I S. 335)

²¹ 社会サービス事業者投入法 (Sozialdienstleister-Einsatzgesetz vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 575, 578)) は、社会保護パッケージ（後掲注(23)）で制定された。

²² Gesetz über die Sozialversicherung der selbständigen Künstler und Publizisten (Künstlersozialversicherungsgesetz - KSVG) vom 27. Juli 1981 (BGBl. I S. 705) <<https://www.gesetze-im-internet.de/ksvg/>>

²³ Sozialschutz-Paket vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 575); 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.5-6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

²⁴ 社会法典第 2 編第 67 条「COVID-19 パンデミックに起因する社会保障へのアクセス簡易化手続」

²⁵ 児童付加給付 (Kinderzuschlag) は、働いても同居する子の生計を支えるための十分な所得が得られない親に対する現金給付である。

²⁶ Sozialschutz-Paket II vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1055); 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法（その 2）」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.13-14. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>

²⁷ 社会法典第 12 編第 142 条「COVID-19 パンデミックに起因する昼食給食のための経過規定」

²⁸ その他、社会法典第 12 編に規定する社会扶助（老齢期及び稼働能力低下時の基礎保障）や庇護申請者給付法に基づく標準手当。„Mindestsicherungssystem.“ bpb website <<https://www.bpb.de/nachschlagen/datenreport-2018/gesundheit-und-soziale-sicherung/278427/mindestsicherungssysteme>>

²⁹ 社会法典第 2 編第 70 条「COVID-19 パンデミックに起因する一時金支払」、社会法典第 12 編第 144 条「COVID-19 パンデミックに起因する一時金支払」、連邦援護法第 88d 条、庇護申請者給付法第 3 条第 6 項（社会法典第 12 編第 144 条第 1 文の規定を準用する。）を追加した。

³⁰ 社会サービス提供に責任を負う官庁等の給付運営者 (Leistungsträger) は、保証委任を受けた社会サービス事業者の存続のため、毎月、助成金を支払う。社会サービス事業者投入法第 2 条及び第 3 条に規定する。

³¹ 感染症予防法第 28a 条第 7 項に規定する。

2021 年 12 月 31 日が終了するまでと規定される。⑤**芸術家社会保険の特例**：自営の芸術家、ジャーナリスト等が加入する芸術家社会保険は、通常、芸術活動及びジャーナリスト活動による所得が年間 3,900 ユーロ以下の場合には、社会保険加入義務を免除する³²。コロナ禍で社会生活が制限され、芸術活動等が大きく制約されているため、2020 年及び 2021 年についてはこの限度額を下回っても免除の対象とせず、保険加入が維持される旨、規定された³³。

4 計画保証法等期限延長法

コロナ禍の外出禁止・接触禁止によって、市民の公共参加を必須とする開発計画に支障が生じ、遅延することがないように、2020 年 5 月 28 日に公布された計画保証法³⁴によって、インターネット上での文書等の情報公開、オンラインでの協議手段の導入、電話会議・テレビ会議開催の容認等が、時限的に実施された（期限は、数次にわたり延長）。2021 年 3 月 24 日に「計画保証法の有効期限及び公務法規定の有効期限を延長する法律」³⁵が公布され、2021 年 3 月 31 日となっていた期限が、更に 2022 年 12 月 31 日まで延長された。同法は全 4 か条から成り、第 1 条：計画保証法改正、第 2 条：連邦官吏法改正、第 3 条：COVID-19 パンデミックの際の連邦職員代表法その他雇用法規を改正する第 2 次改正法³⁶改正、第 4 条：施行（公布翌日）から成る。第 2 条及び第 3 条は、法案修正によって追加されたものである³⁷。

5 COVID-19 選挙候補者定立規則の発出

連邦選挙法等改正法³⁸による新たな規定³⁹に従い、2021 年 9 月 26 日に実施される第 30 回連邦議会の選挙期間開始まで 9 か月以内となった同年 1 月 14 日に、連邦議会が選挙候補者定立（候補者名簿策定）のための集会の全部又は一部の開催が不可能であると決定し、連邦内務建設国土省は、同月 28 日に連邦議会の同意を得て、選挙候補者定立に関する規定からの逸脱を可能とする「COVID-19 選挙候補者定立規則」⁴⁰を同年 2 月 2 日に発出した（翌 3 日から施行）。

³² 芸術家社会保険法（前掲注(22)）第 3 条第 1 項第 1 文に規定する。

³³ 2020 年 10 月制定の海上労働法等第 4 次改正法（Viertes Gesetz zur Änderung des Seearbeitsgesetzes und anderer Gesetze vom 14. Oktober 2020 (BGBl. I S. 2112, 2878)）第 2f 条で、芸術家社会保険法第 3 条第 3 項に 2020 年について規定する第 2 文が追加され、今回、社会保護パッケージⅢ（前掲注(20)）第 7 条で「及び 2021 年」が追加された。

³⁴ Planungssicherstellungsgesetz vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1041) <<https://www.gesetze-im-internet.de/plansig/>>

³⁵ Gesetz zur Verlängerung der Geltungsdauer des Planungssicherstellungsgesetzes und der Geltungsdauer dienstrechtlicher Vorschriften vom 18. März 2021 (BGBl. I S. 353)

³⁶ Zweites Gesetz zur Änderung des Bundespersonalvertretungsgesetzes und weiterer dienstrechtlicher Vorschriften aus Anlass der COVID-19-Pandemie 25. Mai 2020 (BGBl. I S. 1063). 連邦職員代表法 (BGBl. I 1974 S. 693) その他の雇用法規制（管理恩給法、軍人恩給法等）を改正する全 9 か条の条項法。2021 年 3 月 31 日までの時限立法。

³⁷ 第 2 条により連邦官吏法が改正され、同法第 53 条で規定される退職年齢延長及び同法第 93 条で規定される部分年金受給を伴う高齢短時間労働に関して、2021 年 1 月 1 日より前に開始した者を適用対象とする旨の規定がいずれも 2 年延長され、2023 年 1 月 1 日より前に開始した者と改正された。

³⁸ Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes und des Gesetzes über Maßnahmen im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins-, Stiftungs- und Wohnungseigentumsrecht zur Bekämpfung der Auswirkungen der COVID-19-Pandemie vom 28. Oktober 2020 (BGBl. I S. 2264); 泉 前掲注(1), pp.5-6.

³⁹ 連邦選挙法第 52 条第 4 項。

⁴⁰ Verordnung über die Aufstellung von Wahlbewerbern und die Wahl der Vertreter für die Vertreterversammlungen für die Wahl zum 20. Deutschen Bundestag unter den Bedingungen der COVID-19-Pandemie (COVID-19-Wahlbewerberaufstellungsverordnung) vom 28. Januar 2021 (BGBl. I S. 115). 同規則（全 10 か条）は、第 1 条：適用範囲、第 2 条：連邦選挙法及び連邦選挙規則の規定から逸脱する可能性、第 3 条：政党党則の規定から逸脱する可能性、第 4 条：選挙原則及び手続原則、第 5 条：電子通信による会議、第 6 条：書面による手続、第 7 条：最終投票、第 8 条：決定及び模範の適切な適用、選挙機関による審査、第 9 条：経過措置、第 10 条：施行から成る。同規則は、当該規則発出の要件を満たさなくなってから 6 週間後に、又は遅くとも 2021 年 12 月 31 日終了後に廃止される。要件を満たさなくなった旨の決定から 1 か月以内は、同規則による例外的な措置を継続して利用することができる。